

介護老人保健施設マチュアハウス横越

身体拘束等適正化のための指針

1. 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むことです。マチュアハウス横越では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 身体的拘束適正化のための委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束の廃止にいたるに、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの職種で果たすべき役割を責任もって対応します。

【施設長 医師】 身体拘束廃止に向けての施設総括管理を行います。

【看護職員】 ①医師との連携
②利用者の医療的状态観察

【介護職員】 ①拘束がもたらす弊害を正確に認識する
②利用者の尊厳を理解する
③利用者の疾病、障害などによる行動特性の理解
④利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
⑤利用者とのコミュニケーションを十分にとる
⑥記録は正確に丁寧に記録する

【相談員 介護支援専門員】
①家族等との連絡調整
②利用者・家族等の意向に添ったケアの確立

【栄養士】 ①栄養摂取（経口・経管）のマネジメント
②利用者の摂取状態に応じた食事形態の工夫

3. 身体的拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権尊重のケアの励行を図るために職員研修を行います。

- (1) 定期的な教育、研修の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止、改善の研修の実施
- (3) その他必要な教育、研修の実施

4. 施設内で発生した身体的拘束の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、介護職員を中心に他職種と連携を綿密に図り拘束による

利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討して、身体拘束を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要件すべてを満たしているか検討し確認します。

(2) 本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、期間、拘束時間帯、箇所など改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解を得られるよう努めます。

(3) 記録と再検討

グループ会議で検討を行い、業務企画委員会で報告し全体に周知します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除する。

5. 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置としてやむを得ず身体拘束を行う場合は、カンファレンスにて十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害より拘束を行わないリスクが高い時で、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たした場合のみ、本人、家族の同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録しできるだけ早期に拘束を解除するようにします。

6. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者またはその家族等が閲覧できるよう施設内に掲示等します。

7. その他身体的拘束適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対などで、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の想いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種連携で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為を行いません。やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンスなどで検討します。
- ⑤「やむを得ない」として拘束に準じる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活をしていただけるよう努めます。